



A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

じゅうしょ じゅうきよち せたい へんこう てつづき

4 住所(住居地)、世帯の変更手続

じゅうみんとうろく じゅうしょ じゅうきよち せたいこうせい へんこう し くちようそん やくしょ てつづき ひつ
住 民 登 録 し て い る 住 所 (住 居 地) や 世 帯 構 成 が 変 更 に な っ た と き は 、 市 区 町 村 の 役 所 で 手 続 を す る 必
要 があります。届 出 を す る 期 間 が そ れ ぞ れ 決 ま っ て い ま す の で 、 遅 れ な い よ う 届 出 を し ま し ょ う 。

げんそく ほんにん せたいぬし し くちようそん やくしょ とどけで
原 則 と し て 本 人 ま た は 世 帯 主 が 市 区 町 村 の 役 所 で 届 出 を し ま す 。

じゅうしょ じゅうきよち へんこう

4-1 住所(住居地)を変更したとき

ちゅうちようきざいりゅうしゃ じゅうしょ か てんしゅつとどけ てんにゅうとどけ てんきよとどけ ひつよう べつ
中 長 期 在 留 者 は 、 住 所 が 変 わ っ た と き に 「 転 出 届 」 「 転 入 届 」 「 転 居 届 」 が 必 要 で す 。 そ れ と は 別
に 、 「 住 居 地 の 変 更 届 出 」 も 必 要 で す が 、 転 入 届 ま た は 転 居 届 を す る 際 に 、 住 所 (住 居 地) が 変 わ る
せたいぜんいん ざいりゅう ていしゅつ じゅうきよちとどけでしよ ていしゅつ ふよう い か きほんてき
世 帯 全 員 の 在 留 カ ー ド を 提 出 す る と 、 「 住 居 地 届 出 書 」 の 提 出 が 不 要 に な り ま す 。 以 下 で は 基 本 的 な
てつづきないう せつめい
手 続 内 容 を 説 明 し て い ま す 。

てんしゅつとどけ

(1) 転出届

じゅうしょ うつ まえ す し くちようそん やくしょ てんしゅつとどけ だ てんしゅつとどけ だ てん
住 所 を 移 す 前 に 、 住 ん で い る 市 区 町 村 の 役 所 で 「 転 出 届 」 を 出 し て く だ さ い 。 「 転 出 届 」 を 出 す と 、 「 転
しゅつしやうめいしよ はっこう
出 証 明 書 」 が 発 行 さ れ ま す 。

とどけで ひと 届出できる人	ひつよう しよるい れい 必要な書類(例)	ていしゅつさき といあわせさき 提出先/問合せ先	いつから、いつまで	てすりよう 手数料
1 本人または世帯主 2 本人と同じ世帯の ひと 3 本人から委任を受 けた代理人	1 転出届(用紙は市 区町村の役所にあり ます) 2 役所の窓口で届出す 人の本人確認がで きる書類 3 <代理人が届出する 場合> 転出する本人作成 の委任状	住所(住居地)の市区町村 の役所 (郵便で届出できる場合もあり ます)	住所(住居地)を移 す前	無料



あた ら ざいりゅう かんり せいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

あた ら ざいりゅうかんりせいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

てんにゅうとどけ じゅうきよち へんこうとどけで
(2) 転入届・住居地の変更届出

す し くちょうそん べつ し くちょうそん じゅうしょ じゅうきよち か じゅうしょ じゅうきよち うつ ひ
住んでいる市区町村から別の市区町村に住所(住居地)が変わるときは、住所(住居地)を移した日から
にちいない ひっこしきき し くちょうそん やくしよ てんにゅうとどけ じゅうきよちへんこう とどけで
14日以内に、引越先の市区町村の役所で「転入届」および住居地変更の届出をしてください。

とどけで ひと 届出できる人	ひつよう しよるい れい 必要な書類(例)	ていしゅつさき といあわせさき 提出先/問合せ先	いつから、いつまで	てすうりょう 手数料
1 本人または世帯主	てんにゅうとどけ ようし し くちょうそん の役所にあります)			
2 本人と同じ世帯の人	てんにゅう ひとぜんいん ざいりゅう ード(同等にみなされている がいこくじんとうろくしょうめいしよ ふく 外国人登録証明書も含 む)	しんじゅうしょ じゅうきよち し 新住所(住居地)の市 くちょうそん やくしよ 区町村の役所	じゅうしょ じゅうきよち うつ 住所(住居地)を移 した日から14日以 内	むりょう 無料
3 本人から委任を受けた代理人	きそん せたい てんにゅう ば あい せたいぬしがい ひと > せたいぬし つづきから しょうめい 世帯主との続柄を証明す る文書			
	てんしゅつしょうめいしよ いま す いた市区町村で発行)			
	やくしよ まどぐち とどけで ひと 本人確認ができる書類			
	だいにん とどけで ばあい <代理人が届出する場合> てんにゅう ほんにんさくせい 転入する本人作成の いんにじょう 委任状			

しんじゅうきよち てんにゅうさき し くちょうそん やくしよ ざいりゅう きさい ひつよう ざいりゅう
(※)新住居地は、転入先の市区町村の役所で、在留カードに記載する必要があります。在留カードを
ふんしつ ばあい ちゅうちやうきざいりゅうしや ちほうにゅうこくかんりきよく ざいりゅう さいこうふしんせい
紛失した場合、中長期在留者は地方入国管理局で在留カードの再交付申請をしてください。



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

てんきよとどけ じゅうきよち へんこうとどけで
(3) 転居届・住居地の変更届出
す し く ちょうそん ない ひ こ し く ちょうそん やくしよ てんきよとどけ じゅうきよちへんこう とどけで
住んでいる市区町村内で引っ越すときは、その市区町村の役所で「転居届」および住居地変更の届出
をしてください。

とどけでひと 届出できる人	ひつよう しよるい れい 必要な書類(例)	ていしゆつさき といあわせさき 提出先/問合せ先	いつから、いつまで	てすうりょう 手数料
<p>1 本人または世帯主</p> <p>2 本人と同じ世帯の人</p> <p>3 本人から委任を受けた代理人</p>	<p>1 転居届(用紙は市区町村の役所にあります)</p> <p>2 転居する人全員の在留カード(同等にみなされている外国人登録証明書も含む)</p> <p>3 <既存の世帯に転入する場合、世帯主以外の人は> 世帯主との続柄を証明する文書</p> <p>4 役所の窓口で届出する人の本人確認ができる書類</p> <p>5 <代理人が届出する場合> 転居する本人作成の委任状</p>	<p>じゅうしよ じゅうきよち し く ちょうそん 住所(住居地)の市区町村 の役所</p>	<p>じゅうしよ じゅうきよち うつ 住所(住居地)を移した日から14日以内</p>	<p>むりょう 無料</p>

しんじゅうきよち てんきよ し く ちょうそん やくしよ ざいりゅう きさい ひつよう ざいりゅう
(※)新住居地は、転居した市区町村の役所で、在留カードに記載する必要があります。在留カードを
ふんしつ ばあい ちほうにゆうこくかんりきよく ざいりゅう さいこうふ う
紛失した場合、地方入国管理局で在留カードの再交付を受けてください。